

申告に必要なもの

「必ず持参するもの」

本人確認物

○申告者のマイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認が可能なもの

○控除対象の扶養親族などのマイナンバーが分かるもの

「収入関係

（該当する場合は必ず持参）」

○給与や公的年金がある方は、源泉徴収票

（複数ある場合は全て必要。忘れた場合は自宅に取りに帰るか、紛失した場合は発行元に再発行をお願いすることになります）

※当日中の再入場は、最後尾の受け付けとなります。

○事業所得や不動産所得がある方は、収支の内訳が分かるもの（収支内訳書など、収入・支出に関する帳簿を整理し、項目ごとの合計を計算してください。領収書添付・提示のみでは受け付けできません）

○生命保険の満期または解約返戻金（一時金）や個人年金を受けた方は、令和5年中に支払われた額の支払証明書（経費などの記載があるもの）など

○事業、雑収入、シルバー人材センタ―配分金に関する支払調書など

「控除関係」

○医療費控除を申告する方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」など（領収書添付・提示のみでは受け付けできません。必ず人別・病院別の合計を計算しておい

てください）

○生命保険料や地震保険料の控除証明書

○健康保険料などの社会保険料の納付確認書、領収書など

※大竹市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書（いずれも年金からの天引き分を除くものが記載）は、1月下旬に送付しています。

※非課税年金（遺族年金、障害年金など）から保険料が天引きされている方のうち、申告する方は、市民税務課に問い合わせてください。

○国民年金保険料の控除証明書など
※電子データをマイナポータルの「お知らせ」で受け取れる電子送付サービスも利用してください。受け取った電子データは、e-Taxでの確定申告などで利用することができます。

○iDeCoなど個人型確定拠出年金の支払証明書など
○控除対象になる寄付金を申告する場合は、受領証や振込票の控えなど確認ができる書類

申告受け付け日程

と き		受付時間	受け付け番号札 配布開始時間	受け付け会場	1日あたりの 入場上限者数
2月	16(金)	9時～16時	8時40分から	総合市民会館	150
	18(日)	9時～15時		※総合市民会館の開場は、8時40分です。開場時間にならないと入場はできませんのでご了承ください。 ※2月18日(日)は休日ですが、15時まで申告を受け付けます。 ※2月22日(木)は税の無料相談日です。中国税理士会から派遣された税理士に、無料で相談ができます(上限24人まで)。なお、市が受け付ける申告は12時までとなります。	－
	19(月)	9時～16時			150
	20(火)				150
	21(水)				150
	22(木)	市 9時～12時 税理士 9時～16時			市 ー 税理士24
	26(月)	13時30分～16時	13時から	コミュニティサロン玖波 ※コミュニティサロン玖波の開場は受け付け番号札配布開始時間からとします。それまでは入場できませんのでご了承ください。	60
	27(火)	9時～16時	8時30分から		150
	28(水)	9時～12時			－
	29(木)	10時30分～15時	10時から	マロンの里交流館	－
3月	1(金)	10時15分～12時	10時15分から	阿多田島漁協 ※阿多田地区の方のみ対象です。	－
		10時～12時	9時30分から	松ヶ原集会所	
	4(月)	9時～16時	8時30分から	市役所	150
	5(火)				150
	6(水)				150
	7(木)				150
	8(金)				150
	11(月)				150
	12(火)				150
	13(水)				150
	14(木)				150
	15(金)				9時～12時

※1日あたりの入場者数の制限を行います。上限を上回った場合、受付時間内に来場されても申告を受け付けることができません。
※場所、日によって受付時間が異なりますので、間違えないようお願いします。
※早めに来場されても、受け付け番号札配布開始時間までは番号札の配布を行いません。会場の外でお待ちください。

2月16日(金) 確定申告 市県民税申告 3月15日(金)

問い合わせ 市民税務課 592128

確定申告・市県民税申告の時期になりました。令和6年1月1日現在で市内在住の方を対象に、申告を受け付けます。ただし、内容によっては、市の会場ではできない申告があります。その場合は、税務署で申告してください。
【例】青色申告、住宅借入金等特別控除の初めての申告、分離課税（土地・建物の売却、株の売買など）所得の申告など

○配偶者や扶養親族を控除対象とする方は、対象者の収入金額が分かるもの
「その他」
○申告書類や確定申告の案内が届いた方は、その書類（1月下旬に発送済）
○申告者名義の口座番号が分かるもの（所得税が還付される場合は必要）など

その他注意点

○ふるさと納税のワンストップ特例制度を受けた方が、追加で確定申告・市県民税申告を行う場合、ワンストップ特例制度が無効となります。必ず寄付金の領収書を持参してください。

○マイナンバー通知カードは、記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り利用することができます。一致しない場合は、マイナンバー記載のある住民票を準備してください。

申告受け付け日程と会場

受け付け日程は、6ページの表のとおりです。
初めの数日間は申告会場が大変混雑するため、待ち時間が長くなる場合があります。申告会場で番号札を渡しますので、指定された時間まで

総合市民会館開場は8時40分です

開場時間にならないと入場できません。また、同会場で申告される方は、市民スポーツ広場（消防署と休日診療所の間）に駐車してください。会場敷地内の駐車場は使用できません。

自分で申告できます

申告書は、e-Tax申告や、自分でパソコンやスマートフォンにより作成または直接記入し、郵送することもできます。申告会場の混雑を避けるためにもぜひ活用してください。



確定申告書等作成コーナーにアクセス

小方地区のまちづくり事業 市民説明会を開催

問い合わせ 企画財政課 592125

市は、平成28年度に小方地区のまちづくり基本構想を策定し、翌年度に小方まちづくり「にぎわい交流ゾーン」立地検討業務を行い、さまざまな事業を進めてきました。

このたび、小方地区のまちづくり基本構想の核となる小方小・中学校跡地の活用などについて、一定の方向性を整理しましたので、説明会を開催します。

とき 2月8日(木) 18時30分から
ところ 市役所

内容
・小方小・中学校跡地活用の方角性
・大竹港小方地区の整備方針（小方橋架け替え・港湾機能再編など）



市役所から小方中学校跡地方面を望む。